

## 【消費生活の窓口から】

### 複合サービス会員の会費督促にご注意を！

複合サービス会員について突然未納会費の請求書が届いたという相談が県内で増えてきています。「複合サービス会員」とは、旅行、飲食店、映画等が安くなるなどの特典をうたつた会員サービスです。20年ほど前に、当時20代前半の若者をターゲットに、電話等で呼び出して商品購入とともに会員契約の勧誘（いわゆる「アポイントメントセールス」）が行われました。いずれも、30～40代の相談者が多く、当時20代の若者だった方々が再びターゲットになっている可能性があります。

〈事例〉20年ほど前にアポイントメントセールスで複合会員サービスに入会した。既に退会したはずだが、最近に

なって突然、未納会費の精算金として75,600円の請求が来た。支払わないときは裁判手続きを開始するとある。

どうしたらよいか。（40代 男性）

#### 【アドバイス】

- ◆既に退会していることを伝え、請求に応じないようにしましょう。
- ◆納得のいかない請求を受けたときは、慌てて支払わずに、消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの188番）<sup>いやや</sup>にすぐ相談しましょう。
- ◆今後も繰り返し請求される可能性もあります。退会（脱会）証明書を証拠として保管しておきましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593